

保護者のみな様へ 荷物の持ち帰り(試行)について

荷物の持ち帰りのきまりについて、以下のように考えています。

荷物については、『**その日の家庭学習に必要な道具は持ち帰る**』方向で検討しています。

その日の家庭学習とは、宿題・その日の授業の復習、または、テストに向けての学習などです。

毎日、終学活で、担任、または、教科係が「宿題や家庭学習に必要な道具を持ったか」を確認します。

また、もし、忘れ物をしてしまった場合には、16:45まで再登校できます。

持ち帰る道具については、生徒各自の責任で判断することになります。ご家庭でもお子様への声かけ・ご助言、また、持ち帰った学習道具の確認などをお願いいたします。

まず、この**荷物の持ち帰り**方を9月14日(火)～9月21日(火)の期間で試行します。その間に挙げた課題について検討し、正式なきまりにできればと計画しています。

学校に置いておく道具が増えることで、ロッカーの中の片付けが難しくなることが予想されます。ロッカーの中の整理整頓に心がけるよう指導するとともに、正式なきまりとして継続する場合(校長の判断)には、ロッカーに入るケースを購入し、ロッカーの中の整理整頓に役立てたいと考えています。購入は、1・2年生が対象で、費用850円ほどをすでにお預かりしてあります教材費の予備費から支出させていただく予定です。

荷物の持ち帰りのきまりの改定に向けての取り組みについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、このことにつきまして、質問などがありましたら学校までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 立川第七中学校 生活指導担当 関田光行 TEL042-531-0511

生徒のみなさんへ

試行期間(9月14日(火)～9月21日(火))における、次の①②の達成の様子を踏まえて、正式なきまりとするか否かを校長先生が判断します。

- ① **その日の家庭学習に必要な道具をしっかりと持ち帰る。**
- ② **ロッカーの中の整理整頓を心がける。**(注：試行期間中、ケースはありません。)
… 机の中は、下校時に“空”にする。(道徳・とちの葉のファイルや読書用の本など、机の中に入れておいてよいものについては、学年の先生から連絡があります。)